

質 疑 回 答 書

1 件 名 令和3年度庁内LANクライアントPC賃貸借（長期継続契約）

2 場 所 越谷市役所および出先機関

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
<p>Q 1 : 物件引揚について 期間終了時の撤去作業は撤去対象機器のデータ消去及び抜線等済みであり（取外し済み）、1ヶ所に集約されている状態からの撤去という認識でよろしいでしょうか。それとも各設置個所毎に集約されている状態からの撤去となりますか。 この場合、各設置個所毎のそれぞれの機器の設置台数と集約場所の階層及びエレベーター使用可能かを教えてください。</p>	<p>A 1 : 設置場所からの取り外しについては、別途市側で契約する委託事業者にて行い、市役所の会議室等の1ヶ所に纏めます。 集約場所は本庁舎6階を想定しており、エレベーターの使用は可能となります。 データ消去は上記委託事業者では実施しないため当該賃貸借契約で行うこととなります。</p>
<p>Q 2 : Q 1について 取外しが済んでいない場合、市の職員立合い、指導のもと、撤去対象機器の電源がOFFの状態からの作業という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 2 : A 1のとおりです。</p>
<p>Q 3 : データ消去について 賃貸借期間終了後、引揚機器については再利用・再資源化をする予定ですので、データ消去作業については、引揚後当社指定業者でデータ消去ソフト上書きによる消去作業を行なうという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 3 : データ消去の方法については、総務省が掲げる消去方法にならって行うことを考えております。作業実施にあたっては、作業者、作業期間、所在等を明確に提示いただき、協議の上での作業となります。また、消去完了後については消去証明書のご提出をいただくこととなります。 但し、A 4サイズノートパソコン5台程度は機密性の高いデータを取り扱うためSSDドライブの物理破壊を想定してください。</p>
<p>Q 4 : 納期について 指定の契約期間について、今後のコロナウィルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延等の不測</p>	<p>A 4 : 「賃貸借契約約款」第13条、第22条に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の理由のみ</p>

自体が発生し納期遅延が発生する可能性があります。その他、台風等自然災害の影響もしくは、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できますでしょうか。

Q5：Q4について

市の指定の物件供給会社による調達状況等が原因となる納入遅延が発生した場合、賃貸人の責めに帰すべき理由となりますか。検証用機器の対応については指定の物件供給会社によるものとの認識でよろしいでしょうか。

Q6：契約不適合責任について

製品保証期間外における契約不適合責任について、賃貸人が負わない認識でよろしいでしょうか。

Q7：使用実績及び再リースの予定について

代替前の現行使用物件は、何年間の使用実績がありますか。また、本件について、再リースの予定はありますか。

Q8：契約関連書類について

による納入遅延など、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、損害賠償や違約金の請求は行わず、納期（賃貸借開始時期）についての協議に応じます。

さらに、指名停止措置については、「越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の理由のみによる納入遅延など、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、指名停止措置は行いません。なお、「賃貸借契約約款」は、越谷市公式ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しておりますので、ご参照ください。

A5：市の指定納入業者による調達状況等が原因となる納入遅延が発生した場合は、受注者の責めに帰すべき理由となります。検証用機器の対応についても同様の取扱いとなります。

A6：製品保証期間外は発生いたしません。製品の保証については、物件供給会社による納品直後からメーカー保証が付き、メーカー保証終了後はリース契約仕様書の別紙1の「ハードウェアオンサイト当日4年」等の保守サービスに加入となります。また、保守サービスでは対応できない発注者側での水損や破損のような事由で、機器が故障した場合については発注者側で修繕を行うことを想定しております。

A7：代替前の現行物件については、平成29年10月から令和3年9月末までの長期継続契約で使用し、令和4年1月末までは再リースを行い、使用しております。

なお、今回の調達端末の再リースについて現時点での予定はございません。

A8：契約書は本市の書式となり、雛形をお示し

契約書式・契約条項は事前にお示しいただけますでしょうか。できましたら、質問回答時に提示ください。

Q 9 : 契約変更又は解除時の損害金請求について。

契約期間中の変更又は解除により賃貸人に損害が生じた場合、解約金もしくは損害賠償の請求ができますか。

Q 10 : PCのCPUのスペックについて
納入予定の各パソコン関連のCPUのスペックを教えてください。

Q 11 : 満了後、撤去する際に市の指定場所での検品作業をすることとありますが、引き取り後の不具合について市の責任を問うことはございませんので、省略することは可能でしょうか。

Q 12 : 機器の撤去とデータ消去は受注者の責任において、受注者から撤去・データ消去を行う会社への委託によって実施してもよろしいでしょうか。

することはできませんが、記載される項目は、件名、規格及び数量、設置場所、賃貸借期間、契約金額、支払条件、契約保証金、等となります。また、本件については、越谷市公式ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しております「賃貸借契約約款」が添付されますので、ご参照ください。

A 9 : 発注者が「賃貸借契約約款」第 14 条に基づく変更を行った場合、受注者は同第 20 条に基づく解除を行うことができ、同第 24 条に基づく損害の賠償を請求することができます。また、同第 19 条及び 20 条に定める受注者の解除権による解除を行った場合は、第 24 条に基づく損害の賠償を請求することができます。

さらに、長期継続契約による特約事項として、同第 30 条に基づく対応をいたします。

A 10 : 各端末のCPUのスペックは以下のとおりです。

- (1) A 4 サイズノートパソコン
Intel Core i5-1135G7
- (2) B 5 型ノートパソコン
Intel Core i5-1135G7
- (3) デスクトップパソコン
Intel Core i7-11700
- (4) タブレット端末 (iPadOS)
Apple A13 Bionic
- (5) タブレット (Windows OS)
Intel Celeron プロセッサ N4120

A 11 : リース契約仕様書 7 撤去における検品作業（動作確認等）については、引き取り後の不具合について責任を問うことがない場合には、省略することを可能とします。

A 12 : お見込みのとおりです。撤去とデータ消去は受注者の責任において、撤去・データ消去を行う会社に委託しても問題ありません。

ただし、第三者に委託する場合、あらかじめ、

Q 1 3 : データ消去については、機器引取後に受注者の指定する場所で行うことでよろしいでしょうか。

また、消去方法については受注者の指定するソフトウェア消去でよろしいでしょうか。

Q 1 4 : リース期間終了時の各設置場所から発注者指定場所（市役所内会議室を予定）までは発注者にて集約して頂けるという認識でよろしいでしょうか。

Q 1 5 : 本件、長期継続契約と記載がございますが、翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には、損害賠償について協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。

Q 1 6 : コロナ禍や世界的なCPU不足等の問題により、万が一納品遅延が発生した場合、市と納入会社間で直接解決していただき、リース会社に責はないという認識でよろしいでしょうか。

また、指名停止等のペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。

Q 1 7 : 保守はリース料金に含まない認識でよろしいでしょうか。

Q 1 8 : 設置場所について越谷市役所および出先

書面により発注者の承諾を得る必要があります。

A 1 3 : 撤去とデータ消去は受注者の責任において、受注者の指定する場所でも可能とします。

ただし、実施場所、搬入経路、保管場所等については事前に発注者の承諾を得る必要があります。

消去方法については、総務省が掲げる消去方法にならって行うことを考えております。データの完全消去を行い、消去完了を証明する証書を提出することとしております。

但し、A 4 サイズノートパソコン5 台程度は機密性の高いデータを取り扱うためSSDドライブの物理破壊を想定してください。

A 1 4 : 設置場所からの取り外しについては、別途市側で契約する委託事業者にて行い、市役所の会議室の1ヶ所に纏めます。

A 1 5 : 越谷市賃貸借契約約款（長期継続契約による特約事項）第30条第2項に記載のとおり、実損害の範囲で協議させていただくこととなります。

A 1 6 : 納品遅延が発生した際は、受注者が納入会社と協議していただくこととなります。また、納入遅延の場合の受注者に対するペナルティについては、「賃貸借契約約款」第13条に基づく対応となります。さらに、指名停止措置については、「越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や世界的なCPU不足等受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、指名停止措置は行いません。

A 1 7 : リース仕様書における物件供給価格においては、機器の保守・サポートも含んでいるものとなっております。

A 1 8 : 現在想定している物件の設置場所につい

機関と記載がございますが、全部で何か所になりますでしょうか。

Q 19 : 撤去費用についてリース料に含める旨記載がございますが、一か所に取りまとめたいただく（取外し作業）については市で実施いただける理解でよろしいでしょうか。

Q 20 : リース契約仕様書 7 撤去 について
(1) 満了後の撤去作業は発注者にて1か所に集約いただいたものを撤去するという認識でよろしいでしょうか。

各施設より撤去となる場合は、施設名、住所をご教示いただけますでしょうか。

(2) データ消去作業は物件回収後、受注者による任意の場所にて実施させていただいてよろしいでしょうか。

ては、市役所および出先56ヶ所となります。設置場所の詳細については契約締結後、提供いたします。

A 19 : A 14のとおりです。

A 20 : (1) A 14のとおりです。

(2) A 13のとおりです。